

議 案 第 30 号 説 明 資 料

令和7年6月3日

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～3
関係法令	参考

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の改正により、選挙長等の報酬の額が見直されることも踏まえ、選挙の執行に従事する者の報酬の額を合わせるよう、規定の改正をします。

2 改正内容

(1) 選挙の執行に従事する者の報酬額について

選挙の執行に従事する者の報酬の額について、改正後の「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第 14 条第 1 項に規定される額とするよう改めます。

国政選挙や県知事県議会議員選挙が執行されたときは、同法により算出された選挙の執行経費が市町村に交付される仕組みとなっています。

【参考】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(選挙執行経費基準法)及び大磯町の条例に規定する報酬額

区 分	選挙執行経費基準法	大磯町報酬条例の額
選挙長	日額 10,800 円 ⇒ 12,200 円	日額 10,800 円 ⇒ 12,200 円
投票所の投票管理者	日額 12,800 円 ⇒ 14,500 円	日額 12,800 円 ⇒ 14,500 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円 ⇒ 12,800 円	日額 11,300 円 ⇒ 12,800 円
開票管理者	日額 10,800 円 ⇒ 12,200 円	日額 10,800 円 ⇒ 12,200 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円 ⇒ 12,400 円	日額 10,900 円 ⇒ 12,400 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 ⇒ 10,900 円	日額 9,600 円 ⇒ 10,900 円
開票立会人	日額 8,900 円 ⇒ 10,100 円	日額 8,900 円 ⇒ 10,100 円
選挙立会人	日額 8,900 円 ⇒ 10,100 円	日額 8,900 円 ⇒ 10,100 円

(2) 施行日と経過措置

公布の日からの施行とし、施行の日以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用することとします。

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案			現行		
本則 省略			本則 省略		
<u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。					
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略	教育委員会委員	省略	省略
選挙管理委員会補充員	省略	省略	選挙管理委員会補充員	省略	省略
<u>選挙長</u>	日額 12,200 円	同上	<u>選挙長</u>	日額 10,800 円	同上
<u>投票所の投票管理者</u>	日額 14,500 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上	<u>投票所の投票管理者</u>	日額 12,800 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上
<u>期日前投票所の投票管理者</u>	日額 12,800 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上	<u>期日前投票所の投票管理者</u>	日額 11,300 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上
<u>開票管理者</u>	日額 12,200 円	同上	<u>開票管理者</u>	日額 10,800 円	同上
<u>投票所の投票立会人</u>	日額 12,400 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上	<u>投票所の投票立会人</u>	日額 10,900 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上
<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 10,900 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	日額 9,600 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上
<u>開票立会人</u>	日額 10,100 円	同上	<u>開票立会人</u>	日額 8,900 円	同上

改正案			現行		
<u>選挙立会人</u>	<u>日額</u> 10,100 円	<u>同上</u>	<u>選挙立会人</u>	<u>日額</u> 8,900 円	<u>同上</u>
学校運営協議会委員	省略	省略	学校運営協議会委員	省略	省略
ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ	ゝ
名誉町民選考委員会委員	省略	省略	名誉町民選考委員会委員	省略	省略

関係法令

○ 国会に提出された議案

- ・提出回次：第 217 回
- ・議案種類：閣法 20 号
- ・議案名：国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- ・衆議院議案受理年月日：令和 7 年 2 月 14 日

以下、改正文抜粋

第二一七回

閣第二〇号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千八百円」を「一万四千五百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第八号中「九千六百円」を「一万九百円」に改め、同項第九号及び第十号中「八千九百円」を「一万百円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定（新法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 省略

理 由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。